

修士論文審査

(1) 中間発表会と最終発表会の実施

学生の修士論文の作成に役立てるために、中間発表会を実施する。全教員と全大学院生が参加し内容についての適切な助言・指導を行う。また、最終発表会を実施することで、教員が発表内容を共有する。

(2) 修士論文の審査方法

修士論文の審査は事前に定めた主査1名、副査2名（1名は指導教員）が担当する。最終発表会後に審査会が行われ、審査は口頭試問による。合格・不合格の判定は主査・副査による協議を経た後、研究科教員会議で審議したのち学長が行う。

修士論文審査基準

修士論文の審査は、定められた期間内に授業科目を履修し、中間発表と最終発表会を済ませ、指導教授の指示に基づき、論文作成者が主体的に作成し提出した論文を、主査1名、副査2名で行う。提出された論文は国際的な研究規範や法律を順守しているか、捏造、盗用などは無いか、個人情報保護されているか、などについて検討後、以下の修士論文審査基準に基づいて審査する。

- (1) 研究テーマ設定にあたり、何が問題で何を明らかにしたいのかという問題意識が明確で、論文の意義や執筆の必要性が認められること。
- (2) 研究テーマについての先行研究が十分に検討され、関連する研究を整理し、それを理解したうえで研究方針を決定すること。
- (3) 学術論文として体裁を整え、問題提起から結論までの流れに無理がなく、科学的かつ合理的な章立てになっていること。
- (4) 研究テーマについての問題点を明確にし、検討すべき課題が的確に解明されていること。
- (5) 検討されてきた事柄が、従来の研究にはみられない、新しい視点や提案、さらに独創性があること。
- (6) 研究テーマの解明に必要な資料やデータは適切に利用され、データの内容が結論を導き出すのに有効に利用されていること。
- (7) 引用した文献は学術論文として適切であり、注表記は正確に記入されていること。
- (8) 研究テーマに関する専門知識が習得されていて、高度な知識に基づく研究が行われていること。
- (9) 正しい結論を導き出すための研究方法が取られていること。
- (10) 研究テーマを解明するための論理展開に一貫性があり、矛盾がないこと。
- (11) 研究を進めるに当たり、研究倫理が遵守され、プライバシーやハラスメントについて考慮されていること。
- (12) 「人を対象とする」論文は、事前に倫理審査会の許可を得ていること。